

金沢市埋蔵文化財調査委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市埋蔵文化財調査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 金沢市における埋蔵文化財の保護及び発掘調査の円滑な推進を図るため、市に金沢市埋蔵文化財調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、埋蔵文化財の調査並びに保存及び活用に必要な事項について、市長に専門的な見地から助言又は指導を行なうものとする。

2 委員会の審議事項は、市長が実施する埋蔵文化財の試掘及び本発掘調査、出土品の屋内整理、発掘調査に関する報告書の刊行、埋蔵文化財の保存及び活用等に関する事項のうち、委員会が必要と認めるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、考古学又は歴史学に関し識見を有する者、関係機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の際現に廃止前の金沢市埋蔵文化財調査委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条の2の規定により金沢市教育委員会が委嘱した金沢市埋蔵文化財調査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、制定後の金沢市埋蔵文化財調査委員会設置要綱第3条の2の規定により市長が委嘱した委員会の委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、第3条の3の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第3条の2の規定により金沢市教育委員会が委嘱した委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。